

## 「徳山中央浄化センター再構築事業」の実施方針について **概要**

- 本事業はDBO方式（Design Build Operate）により実施するが、PFI法に準じた手続きを行う。
- 実施方針とは  
「特定事業の選定」及び「民間事業者の選定」を行う際に定める特定事業の実施に関する方針。公共施設等の管理者等は、実施方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努める。（PFI法第5条）  
⇒事業の基本的な考え方や内容について明らかにするものである。民間事業者に対して事業の情報を早期に提供し、公募に向けて準備をしてもらうとともに、民間からの意見を吸い上げることを目的としている。
- 特定事業とは  
公共施設等の整備等に関する事業であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるもの。（PFI法第2条第2項）

### 1 特定事業の選定に関する事項

#### ● 事業内容に関する事項

- 本事業は、新水処理施設及び管理棟の設計・建設及び対象施設の維持管理について、事業者の創意工夫や高度なノウハウを活用することにより、効率的かつ効果的に本処理場を再構築するとともに、長期にわたり安定して運営することを目的とする。
- 本事業の事業期間は、以下のとおりとする。
  - ① 設計・建設期間 令和6年1月～令和13年9月（約8年間）（予定）
  - ② 維持管理期間 令和6年10月～令和32年3月（約26年間）（予定）
- 地元経済への貢献や地元企業の育成に配慮。

### 2 事業者の募集及び選定に関する事項

#### ● 事業者の募集及び選定

公募型プロポーザル方式により行う。

#### ● 事業者の選定方法

競争参加資格の確認、提案審査

#### ● 事業者の選定手順

内容	年月（予定）
実施方針（案）の公表	令和4年 6月10日
実施方針（案）に関する質問受付期間	同上 6月13日～24日
実施方針（案）に関する質問回答、実施方針の公表	同上 7月22日
実施方針に関する質問受付期間	同上 7月25日～8月5日
○要求水準書（案）の公表	同上 8月初旬
要求水準書（案）に関する質問受付期間	同上 8月初旬～中旬
実施方針に関する質問回答、実施方針（修正版）の公表	同上 9月初旬
要求水準書（案）に関する質問回答	同上 10月中旬
○特定事業の選定、募集要項等の公表	同上 11月初旬

内容	年月（予定）
募集要項等に関する質問受付期間	同上 11月初旬～下旬
募集要項に関する説明会	同上 11月中旬
募集要項に関する質問回答	同上 12月下旬
一次審査受付期間（資格審査等）	令和5年 1月初旬～中旬
一次審査結果通知（資格審査）	同上 1月下旬
競争的対話	同上 2月初旬～3月下旬
二次審査提案書提出期間	同上 4月初旬～6月下旬
二次審査（ヒアリング）	同上 8月初旬
○二次審査結果通知（優先交渉権者の決定）	同上 8月下旬
基本協定の締結	同上 9月初旬
○基本契約、建設工事請負契約、維持管理委託契約の締結	令和6年 1月
設計・建設業務の開始	同上 1月～
維持管理業務の開始	同上 10月～

#### ● 応募者の参加資格要件

応募者は複数の企業で構成されるグループとし、応募者を構成する企業数の上限は任意であり、1企業で複数の業務を兼ねることは可とする。「設計企業」、「建設企業」、「維持管理企業」により構成される。

#### ● 事業者選定委員会の設置

学識経験者等で構成する事業者選定委員会を設置する。委員会では、優先交渉権者選定基準の検討や提案書の審査及び評価を行う。

#### ● 優先交渉権者選定後の手続き

基本協定の締結、基本契約の締結、工事請負契約の締結、SPC（特別目的会社）の設立、維持管理業務委託契約の締結

### 3 その他特定事業の実施に関し必要な事項

#### ● 議会の議決

債務負担行為の設定に関する議案を議会に提出予定。（令和4年9月）

